

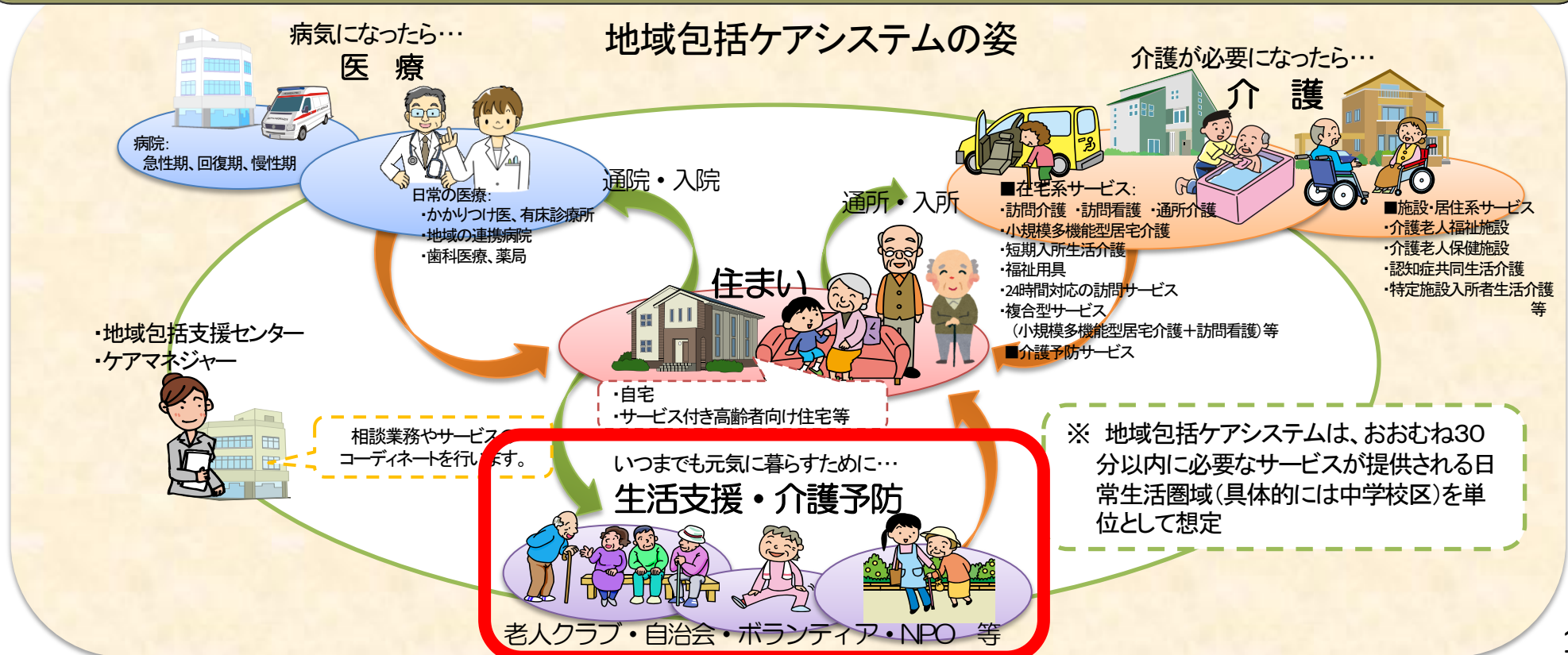
介護予防・日常生活支援総合事業 の実施について

平成28年11月10日

あきる野市健康福祉部高齢者支援課

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



地域支援事業の全体像

< 改正前 >

介護保険制度

< 改正後 >

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 22%
- 2号保険料 28%

【財源構成】

- 国 39.0%
- 都道府県 19.5%
- 市町村 19.5%
- 1号保険料 22%

地域支援事業

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業

又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- ・ 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

改正前と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

充実

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・ 訪問型サービス
 - ・ 通所型サービス
 - ・ 生活支援サービス(配食等)
 - ・ 介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携推進事業**
- **認知症施策推進事業**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援体制整備事業**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

※厚生労働省資料を一部改変

予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。

予防給付

(全国一律の基準)

移行

訪問介護

移行

通所介護

地域支援事業

既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護

NPO、民間事業者等による掃除・洗濯等の生活支援サービス

住民ボランティアによるゴミ出し等の生活支援サービス

既存の通所介護事業所による機能訓練等の通所介護

NPO、民間事業者等によるミニデイサービス

コミュニティサロン、住民主体の運動・交流の場

リハビリ、栄養、口腔ケア等の専門職等関与する教室

・専門的なサービスを必要とする人には専門的サービスの提供(専門サービスにふさわしい単価)

・多様な担い手による多様なサービス(多様な単価、住民主体による低廉な単価の設定、単価が低い場合には利用料も低減)

・支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる

・能力に応じた柔軟な支援により、介護サービスからの自立意欲が向上

サービスの充実

- ・多様なニーズに対するサービスの拡がりにより、在宅生活の安心確保

同時に実現

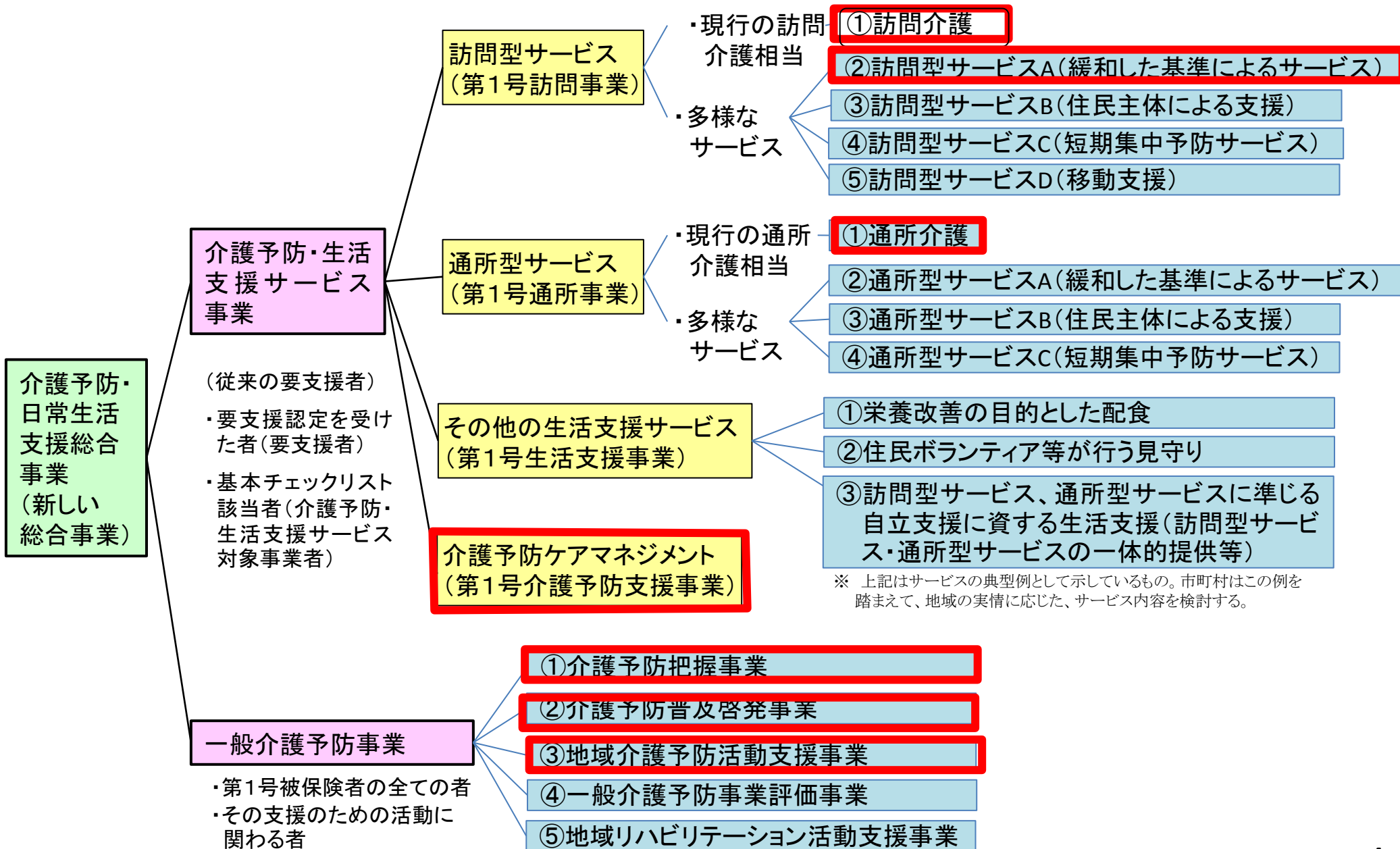
費用の効率化

- ・住民主体のサービス利用の拡充
- ・認定に至らない高齢者の増加
- ・重度化予防の推進

介護予防・生活支援の充実

- ・住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進
- ・元気な時からの切れ目ない介護予防の継続
- ・リハビリテーション専門職等の関与による介護予防の取組
- ・見守り等生活支援の担い手として、生きがいと役割づくりによる互助の推進

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



サービスの利用の流れ【新規】

※明らかに要介護認定が必要な場合
 ※予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合
 等

利用者
 市・地域包括支援センターに相談

要介護認定申請
 認定調査
 医師の意見書
 要介護認定

要介護1
 要介護5

要支援1
 要支援2
 ※事業のみ利用

非該当

居宅サービス計画

介護予防サービス計画

介護予防ケアマネジメント

- 施設サービス
 - ・特別養護老人ホーム
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護療養型医療施設

- 居宅サービス
 - ・訪問介護 ・訪問看護
 - ・通所介護 ・短期入所 など
- 地域密着型サービス
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・小規模多機能型居宅介護
 - ・夜間対応型訪問介護
 - ・認知症対応型共同生活介護 など

- 介護予防サービス
 - ・介護予防訪問看護
 - ・介護予防通所リハビリ
 - ・介護予防居宅療養管理指導 など
- 地域密着型介護予防サービス
 - ・介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ・介護予防認知症対応型通所介護 など

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス

- 一般介護予防事業
 (※全ての高齢者が利用可)
 - ・介護予防普及啓発事業
 - ・地域介護予防活動支援事業
 - ・地域リハビリテーション活動支援事業など

介護給付

予防給付

総合事業

※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合

サービスの利用の流れ【更新】

※明らかに要介護認定が必要な場合
 ※予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合

等

利用者

地域包括支援センター等に相談

チェックリスト

※明らかに介護予防・生活支援サービス事業のみの利用

要介護認定申請

認定調査

医師の意見書

要介護認定

要介護1
 要介護5

要支援1
 要支援2

※事業のみ利用

非該当

サービス事業対象者

居宅サービス計画

介護予防サービス計画

介護予防ケアマネジメント

- 施設サービス
 - ・特別養護老人ホーム
 - ・介護老人保健施設
 - ・介護療養型医療施設

- 居宅サービス
 - ・訪問介護 ・訪問看護
 - ・通所介護 ・短期入所 など
- 地域密着型サービス
 - ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
 - ・小規模多機能型居宅介護
 - ・夜間対応型訪問介護
 - ・認知症対応型共同生活介護 など

- 介護予防サービス
 - ・介護予防訪問看護
 - ・介護予防通所リハビリ
 - ・介護予防居宅療養管理指導 など
- 地域密着型介護予防サービス
 - ・介護予防小規模多機能型居宅介護
 - ・介護予防認知症対応型通所介護 など

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス

- 一般介護予防事業
 - (※全ての高齢者が利用可)
 - ・介護予防普及啓発事業
 - ・地域介護予防活動支援事業
 - ・地域リハビリテーション活動支援事業など

介護給付

予防給付

総合事業

※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合

基本チェックリスト様式

基本チェックリスト										様式1		
被保険者番号	0	0	0	0	記入日	年	月	日				
対象者氏名					生年月日	T・S	年	月	日			
対象者住所	あきる野市											
電話番号												
要介護認定	要支援 1・2・事業対象者 (期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)											
担当者					(事業所名)
	NO.	質問項目				回答: いずれかに○をお付けください						
社会生活	1	バスや電車で1人で外出していますか				0.はい	1.いいえ					
	2	日用品の買い物をしていますか				0.はい	1.いいえ					
	3	預貯金の出し入れをしていますか				0.はい	1.いいえ					
	4	友人の家を訪ねていますか				0.はい	1.いいえ					
	5	家族や友人の相談にのっていますか				0.はい	1.いいえ					
運動機能	6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか				0.はい	1.いいえ					
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか				0.はい	1.いいえ					
	8	15分位続けて歩いていますか				0.はい	1.いいえ					
	9	この1年間に転んだことがありますか				1.はい	0.いいえ					
	10	転倒に対する不安は大きいですか				1.はい	0.いいえ					
栄養	11	6ヶ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか				1.はい	0.いいえ					
	12	身長	c.m	体重	k.g	(BMI=)				(注)
口腔	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか				1.はい	0.いいえ					
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか				1.はい	0.いいえ					
	15	口の渇きが気になりますか				1.はい	0.いいえ					
外出	16	週に1回以上は外出していますか				0.はい	1.いいえ					
	17	去年と比べて外出の回数が減っていますか				1.はい	0.いいえ					
物忘れ	18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか				1.はい	0.いいえ					
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか				0.はい	1.いいえ					
	20	今日が何月日かわからない時がありますか				1.はい	0.いいえ					
「こころ」	21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない				1.はい	0.いいえ					
	22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった				1.はい	0.いいえ					
	23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる				1.はい	0.いいえ					
	24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない				1.はい	0.いいえ					
	25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする				1.はい	0.いいえ					
(注) BMI=体重(kg)÷身長(m)が18.5未満の場合に該当とする。												
介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の利用に係る計画の作成等、総合事業の適切な運営のために必要があるときは、総合事業対象者の確認に係る基本チェックリストの記載内容を市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、主治医その他本事業実施に関係する者に提示することに同意します。												
	年	月	日	本人氏名								
	代筆者氏名											
社会生活	運動機能	栄養	口腔	外出	物忘れ	こころ	判定					
1~20	6~10	11~12	13~15	16~17	18~20	21~25	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
/10	/3	/2	/2	/10	/1	/2						
受付日 年 月 日 確認者名												

事業対象者に該当する基準

- | | |
|-------------------------------|------------|
| ① №1~20までの20項目のうち10項目以上に該当 | (複数の項目に支障) |
| ② №6~10までの5項目のうち3項目以上に該当 | (運動機能の低下) |
| ③ №11~12の2項目のすべてに該当 | (低栄養状態) |
| ④ №13~15までの3項目のうち2項目以上に該当 | (口腔機能の低下) |
| ⑤ №16~17の2項目のうち№16に該当 | (閉じこもり) |
| ⑥ №18~20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当 | (認知機能の低下) |
| ⑦ №21~25までの5項目のうち2項目以上に該当 | (うつ病の可能性) |

保険証(見本)

(一)		(二)		(三)					
介護保険被保険者証		要介護状態区分等	事業対象者		給付制限	内容	期間		
被 保 険 者	番 号	認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 年 月 日					開始年月日平成 年 月 日	終了年月日平成 年 月 日
	住 所	認定の有効期間	平成 年 月 日~平成 年 月 日			居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	はつらつセンター	届出年月日平成 年 月 日	
	フリガナ	居宅サービス等	平成 年 月 日~平成 年 月 日					届出年月日平成 年 月 日	
	氏 名	1月当たり	サービスの種類		種類支給限度基準額				
	生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	性別	男・女					
交付年月日	平成 年 月 日	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定			介護保険施設等	種類	入所等年月日平成 年 月 日		
保険者番号並びに保険者の名称及び印	1 3 2 2 8 2 東京都あきる野市二宮350番地 あきる野市					名称	退所等年月日平成 年 月 日		
						種類	入所等年月日平成 年 月 日		
						名称	退所等年月日平成 年 月 日		

基本チェックリストの実施について

○基本チェックリストの有効期間は24か月とします。

※有効期間満了の24か月後の更新勧奨通知は発行されません。

○次のような方の場合には要介護・要支援認定申請の手続を支援してください。

- ・介護給付・予防給付のサービスが必要な方
- ・認知症、認知症の疑いがある方、また認知症の進行が予見される方
- ・精神疾患や問題行動など配慮が必要な方
- ・要支援認定申請を希望する方
- ・2号被保険者

○有効期間中であっても心身の状況に変化があったときは、要介護認定申請を行うことができます。

介護予防ケアマネジメントの概要

1 実施体制

利用者本人が居住する住所地の地域包括支援センターが実施する。
※地域包括支援センターが業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができる。

2 介護予防ケアマネジメントの考え方

- 介護予防の目的「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するもの
- 地域において、高齢者が健康を維持し、改善可能な場合は適切な支援を受けて改善に向かい、もし、医療や介護、生活支援等を必要とする状況になっても住み慣れた地域で暮らし、その生活の質を維持・向上させるために、高齢者一人一人が自分の健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら必要な情報にアクセスするとともに、介護予防、健康の維持・増進に向けた取組を行うことが重要。
- 高齢者自身が、地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点からも利用者の生活上の何らかの困りごとに対して、単にそれを補うサービスを当てはめるのではなく、利用者の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけではなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランスよくアプローチをしていくこととする。

具体的な介護予防ケアマネジメント(アセスメント、ケアプラン等)の類型と考え方

①原則的な介護予防ケアマネジメントのプロセス(ケアマネジメントA)

- ・ 介護予防・生活支援サービス事業の指定を受けた事業所のサービスを利用する場合
- ・ 訪問型サービスC、通所型サービスCを利用する場合
- ・ その他地域包括支援センターが必要と判断した場合

アセスメント
→ケアプラン原案作成
→サービス担当者会議
→利用者への説明・同意
→ケアプランの確定・交付(利用者・サービス提供者へ)
→サービス利用開始
→モニタリング(給付管理)

②簡略化した介護予防ケアマネジメントのプロセス(ケアマネジメントB)

- ・ ①又は③以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合(指定事業所以外が多様なサービスを利用する場合等)

アセスメント
→ケアプラン原案作成
(→サービス担当者会議)
→利用者への説明・同意
→ケアプランの確定・交付(利用者・サービス提供者へ)
→サービス利用開始
→モニタリング(適宜)

③初回のみ介護予防ケアマネジメントのプロセス(ケアマネジメントC)

- ・ ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合
(※必要に応じ、その後の状況把握を実施)

アセスメント
→ケアマネジメント結果案作成
→利用者への説明・同意
→利用するサービス提供者等への説明・送付
→サービス利用開始

※ ()内は、必要に応じて実施

サービスの類型《国》

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す。

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	<p>○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース</p> <p>○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 <p>※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。</p>	<p>○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース <p>※3～6ヶ月の短期間で行う</p>	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

現行の訪問介護相当《あきる野市》

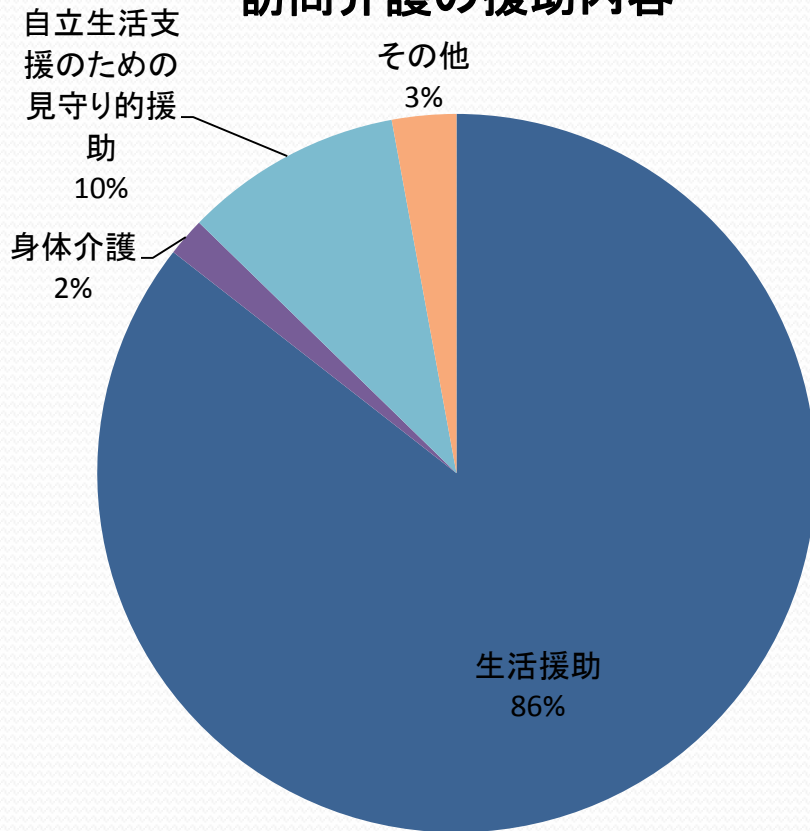
(平成29年4月時点)

サービスの類型	現行の訪問介護相当
サービス内容	要支援者等の居宅において、介護予防を目的として、訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行うものである。また、短時間の身体介護といったサービス内容も含まれる。
単位	予防給付と同等の単位 訪問介護Ⅰ 1,168単位/月 週1回程度 訪問介護Ⅱ 2,335単位/月 週2回程度 訪問介護Ⅲ 3,704単位/月 週2回を超える程度
単価	10.70円
加算	予防給付と同様の加算
人員	予防給付と同等の基準
設備	予防給付と同等の基準
運営	予防給付と同等の基準
実施方法	事業者指定

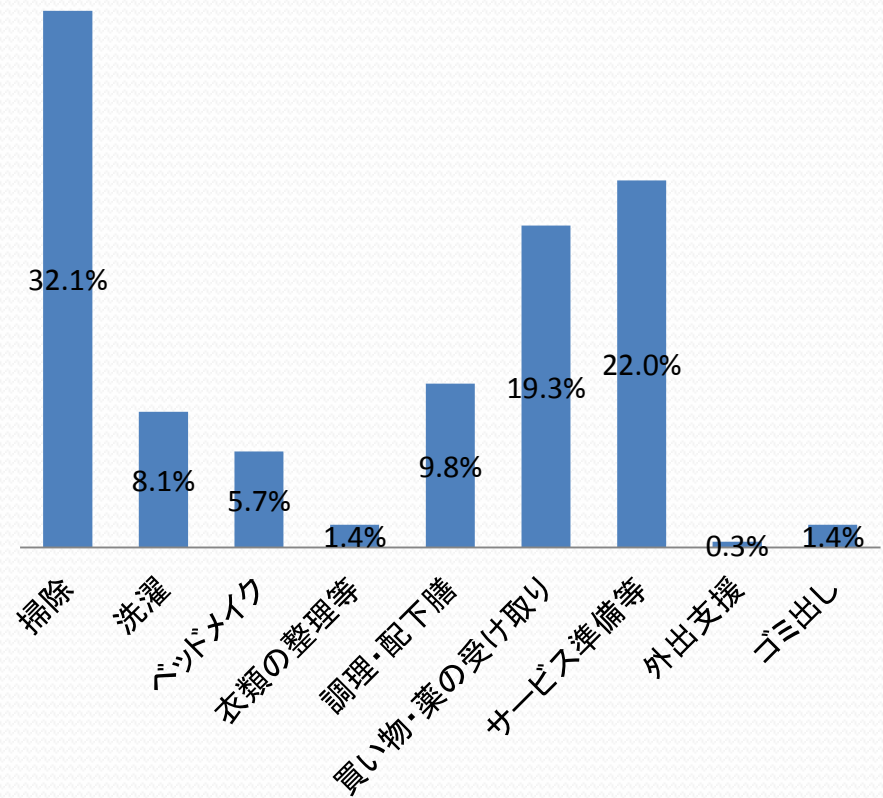
※指定訪問介護及び既存の介護予防訪問介護に相当するサービスと一体的に実施する場合には、指定訪問介護及び既存の介護予防訪問介護に相当するサービスの各基準を満たすことをもって、規定する基準を満たしているものとする。

あきる野市の予防訪問介護の状況

訪問介護の援助内容



生活援助の具体的な援助内容



訪問型サービスA《あきる野市》

(平成29年4月時点)

サービスの類型	訪問型サービスA
サービス内容	生活援助を中心としたサービス (老計10号の範囲内で、調理、掃除等やその一部介助、ゴミの分別やゴミ出し等)
単位	1回45分以上60分未満 ※予防訪問介護の報酬額を超えない範囲 有資格者(訪問介護員等) 259単位 研修修了者(市指定研修修了者) 236単位 ※研修修了みなし者含む
単価	10.70円
加算	初回加算のみ(200単位)
人員	①管理者 ②訪問事業責任者 ③従事者
資格要件	訪問事業責任者及び従事者は、指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士、法第8条第2項に規定する政令で定める者、又は、市指定の研修を修了した者とする。
設備	事業の運営に必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、必要な設備・備品を備えること。
運営	予防給付と同等とするが、一部の項目のみ緩和する。
実施方法	事業者指定

※指定訪問介護及び既存の介護予防訪問介護に相当するサービスと一体的に実施する場合については、指定訪問介護及び既存の介護予防訪問介護に相当するサービスの各基準を満たすことをもって、規定する基準を満たしているものとする。

訪問型サービスA《あきる野市》 (平成29年4月時点)

【人員・運営の基準のうち緩和した項目】

項目		単独型	一体型
人員	管理者	専従1人 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等の職務に従事できる。	
	訪問事業責任者	利用者50人までの場合1人 利用者50人以上から50人毎に専従1人 ※従事者のうち必要数をおくこと。	サービス提供責任者が、利用者40人までの場合1人の範囲内で兼務することができる。 ※利用者40人を超える場合であって、サービス提供責任者が訪問事業責任者を兼務しないときは、単独型のとおりとすることができる。 ※要介護者の処遇に影響がないよう配慮すること。
	従事者	必要数	必要数 ※従事者が訪問型サービスAの業務に従事する時間は、「常勤換算で2.5人以上」の計算に参入することはできない。
運営	予防訪問介護計画の作成	介護予防訪問介護計画の作成については、当該介護予防サービス計画書・サービス担当者会議・モニタリング等を通して、訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ることが可能な場合は、これらの記録をもってこれにかえることができる。ただし、この場合においても、訪問事業責任者は、従事者の行うサービスの実施状況を把握するとともに、必要に応じて適切な対応が図れるよう、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。	

※指定訪問介護及び既存の介護予防訪問介護に相当するサービスと一体的に実施する場合については、指定訪問介護及び既存の介護予防訪問介護に相当するサービスの各基準を満たすことをもって、規定する基準を満たしているものとする。

市指定研修について

- 平成29年4月以降実施予定
- 年2回程度開催予定
9時～16時の6時間×3日間
- 受講者：18歳以上の方で、修了後、市内の事業所でおおむね1年以上、市認定ヘルパーとして働ける方。
- 受講料：無料
- 指定テキストに沿った内容で実施する。

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

2 通所型サービス

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス
サービス種別	通所介護	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サービス内容	要支援者等について、介護予防を目的として、施設に通わせ、当該施設において、一定の期間、入浴、排せつ、食事等の介護等の日常生活上の支援及び機能訓練を行うものである。	当面の間、実施しない。
人員基準等	予防給付と同等	
単位	予防給付と同等	
サービス提供者	指定通所介護事業者	
実施方法	事業者指定	

あきる野市での総合事業の移行方法

あきる野市では、平成29年4月1日から、1年間をかけて市内全域で総合事業へ移行していきます。

平成29年3月31日以前に要支援認定を受けていた方は、4月1日以降、新たに要支援認定または基本チェックリストの実施により事業対象者となるまでは、従来の介護予防給付によるサービス(訪問・通所)を利用し、更新後に総合事業のサービスを利用することになります。

<介護予防給付から総合事業のサービスへの移行例>

※H29.2月から順に
審査判定をして
いきます

H29.4.1
(総合事業開始)

H29.10.1

H30.4.1
(総合事業完全移行)

例1

現在の認定有効期間
H28.4.1~H29.3.31

H29.4.1から総合事業

例2

現在の認定有効期間
H28.10.1~H29.9.30

H29.9.30まで予防給付

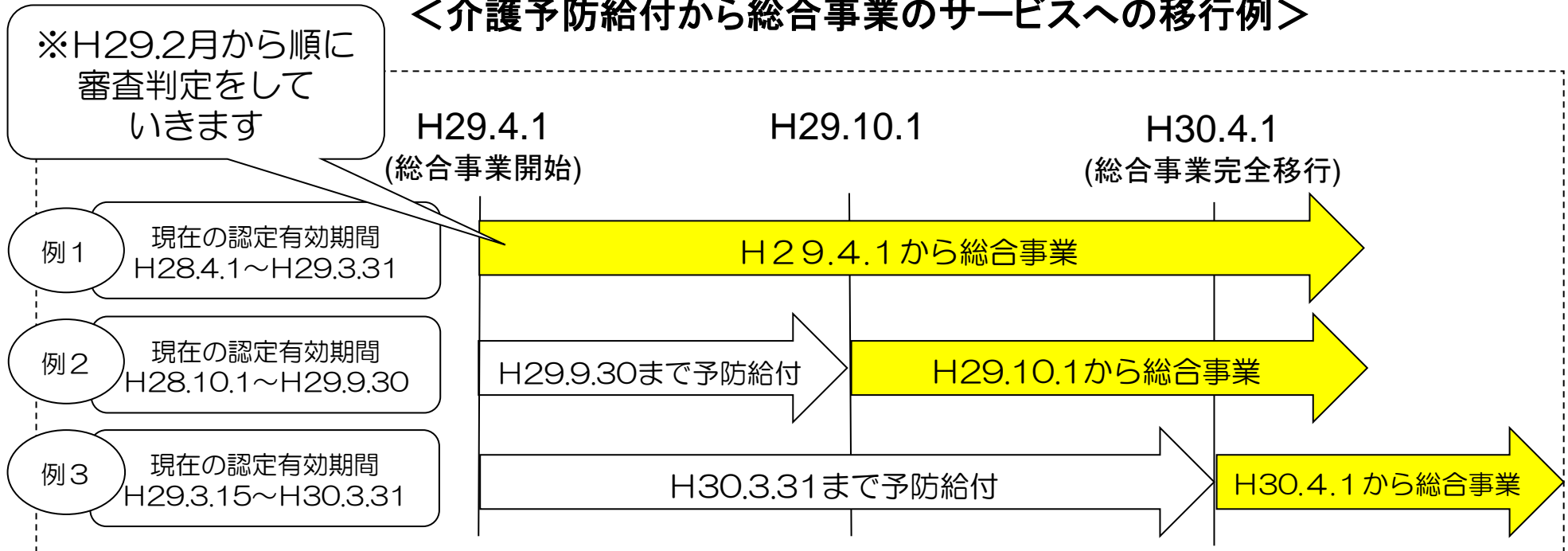
H29.10.1から総合事業

例3

現在の認定有効期間
H29.3.15~H30.3.31

H30.3.31まで予防給付

H30.4.1から総合事業



要介護認定に係る有効期間の見直しについて

1. 基本的な考え方

「介護保険制度の見直しに関する意見」(第54回社会保障審議会介護保険部会)を踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たり、市町村の事務負担を軽減するため、当該事業を実施している市町村について、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を、一律に原則12か月、上限24か月に延長し、簡素化する。

2. 具体的内容

介護保険法施行規則(平成11年厚生労働省令第36号)に規定する有効期間について、以下の通り改正する。なお、介護予防・日常生活支援総合事業を市町村全域で実施している場合に限る。改正内容を適用することとする。

申請区分等		現行		改正案	
		原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲	原則の認定有効期間	設定可能な認定有効期間の範囲
新規申請		6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月
区分変更申請		6か月	3か月～12か月	6か月	3か月～12か月
更新申請	前回要支援→今回要支援	12か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要支援→今回要介護	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要介護→今回要支援	6か月	3か月～12か月	12か月	3か月～24か月
	前回要介護→今回要介護	12か月	3か月～24か月	12か月	3か月～24か月

利用者負担(利用料)について

- 現行相当の訪問介護・通所介護、訪問型サービスA
介護給付の利用者負担割合と同様
 - ・原則1割
 - ・一定以上所得者は2割⇒介護保険負担割合証を用いる
- 介護予防ケアマネジメント
 - ・利用者負担なし

総合事業開始に伴い、定款の変更する部分は。 (第1号訪問事業、第1号通所事業)

⇒定款等には、次の事項が反映されていることが必要となります。既存の事業者で、「みなし指定」の場合でも、定款等の変更が必要となります。

①総合事業の「第1号訪問事業」または「第1号通所事業」を実施すること。

②平成30年3月31日まで、「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」を実施する可能性がある場合は、平成29年4月時点で「介護予防訪問介護」または「介護予防通所介護」を削除しないこと。

★新しい総合事業への対応に向けた定款記載例

「介護保険法に基づく第1号通所事業」

「介護保険法に基づく第1号通所事業及び第1号訪問事業」 など

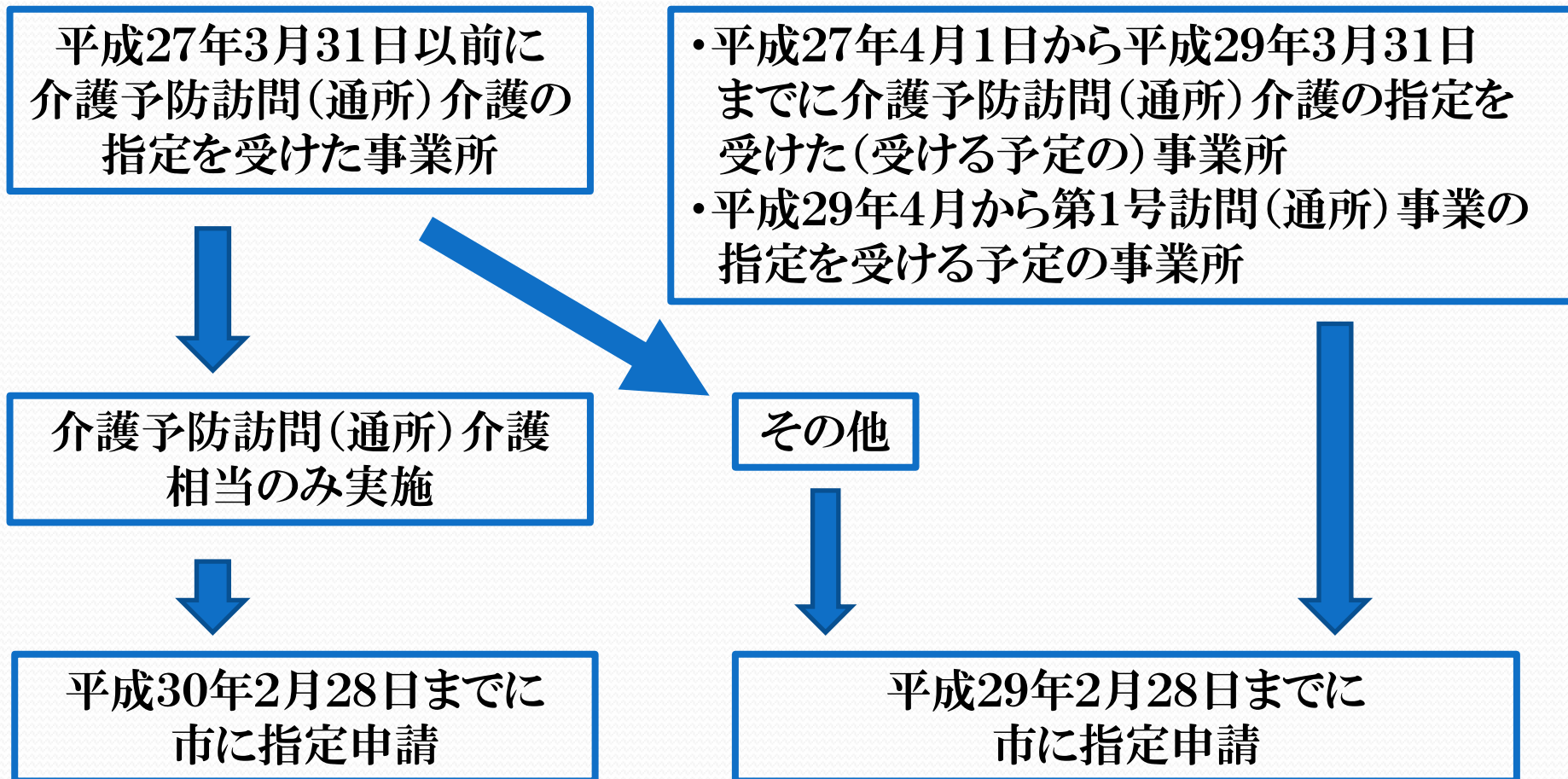
総合事業開始に伴い、定款の変更する部分は。 (第1号介護予防支援事業)

⇒定款等には、次の事項が反映されていることが必要となります。第1号介護予防支援事業については、「みなし指定」がないため、地域包括支援センターから受託する場合、定款等の変更が必要となります。

★新しい総合事業への対応に向けた定款記載例

「介護保険法に基づく居宅介護支援事業、介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業」 など

総合事業開始に伴う事業所指定の手続は。



他市町村の被保険者が本市の総合事業を利用する場合は

本市と他市町村の保険者への指定手続きが必要

- ・みなし指定事業所が現行相当のみ実施：平成29年度中
- ・その他：平成28年度中

指定手続きの 要否	みなし指定事業所が 現行相当サービスのみ実施	その他
平成28年度	不要	必要(みなし不適用)
平成29年度	必要(みなし適用)	不要

今後のスケジュール

日程	内容	対象者
平成28年11月10日(木)	事業者説明会	全事業者
平成29年1月	事業者指定申請書式 サービスコード表等 ホームページに掲載	訪問型サービスA 平成27年4月1日以降に設 置された訪問介護事業所及 び通所介護事業所 訪問・通所・居宅介護支援
平成29年1月末から順次	更新勧奨通知に案内を同封	要支援認定者
平成29年1月から順次	事業対象者届出開始	事業対象者(はつらつセン ター)
平成29年2月1日	事業者指定申請受付開始	訪問型サービスA 平成27年4月1日以降に設 置された訪問介護事業所及 び通所介護事業所
平成29年2月1日号	市広報・ホームページに掲載	市民
平成29年4月1日	事業開始	

参考

- ・厚生労働省ホームページ
介護予防・日常生活支援総合事業

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000074126.html>

- ・東京都福祉保健局ホームページ
介護保険最新情報

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin.html